

## 「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為」に関する論点（案）

## 【論点 1】

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、一定の悪質な範囲については、現行法との関係において、民事責任や刑事責任の対象になるのではないか。

侵害コンテンツへのリンクを経由してユーザに対して実際に送信が行われた場合、当該リンクを張った者には、直接侵害者の公衆送信を容易にしたとして、公衆送信権侵害の幫助が成立し得るとの見解がある<sup>12</sup>。また、侵害コンテンツへのリンクを経由してユーザが受信した場合に、ユーザの受信行為に複製権侵害が成立する場合、当該リンクを張った者には、複製を容易にしたとして、複製権侵害の幫助が成立しうるとの見解がある<sup>3</sup>。

そして、著作権侵害の幫助が成立する場合には、損害賠償請求や刑事罰の対象になるものと考えられる。

ただし、著作権侵害の幫助者に対する差止請求の可否については、裁判や学説において、肯定・否定の両方の見解がみられ、明らかではない。

## 【論点 2】

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為については、現行法における対応に加えて、どのような対応策が考えられるか。また、検討にあたって留意すべき事項は何か。

1 中川達也「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」ジュリスト No. 1499, 2016. 11 参照。

2 大阪地判平成 25 年 6 月 20 日裁判所 HP 参照 (平成 23 (ワ) 第 15245) [ロケットニュース 24 事件] 参照。

3 前掲注 1